

【名称】

第1条 本会は、「美作市学校運営協議会設置等に関する規則」に基づき設置された保護者及び地域住民と学校園による学校園の運営のための共同体組織で、「勝田小学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール 勝田）」と称する。

【目的】

第2条 勝田小学校区の地域住民及び勝田小学校に通学する児童の保護者等が、学校と情報を共有し、運営について意見交換を行うことにより、次の各号に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 学校・家庭・地域社会の三者が学校に関する情報を共有し、協働して、教育活動等に対し、主体的・積極的に支援・協力し、児童の健全育成に取り組むこと。
- (2) 校長が、地域住民等のニーズを的確に学校の運営に反映させ、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進すること。
- (3) 学校・家庭・地域社会が協働してそれぞれの教育力を高めていくこと。

【委員】

第3条 本会は、学校が家庭、地域社会の各組織との連携を図り、学校の運営について理解と協力を求めるために、校長が推薦し、教育委員会が任命した以下の者及び教職員によって組織するものとする。会議録、会議の案内等の事務は会長と学校が協力して担う。

- (1) 勝田小学校学校運営協議会の委員（定員15名以内）は、以下の者を充てる。
・保護者、地域住民（学校評議員等）、関係機関の代表者、地域学校協働活動推進員、校長等（その他教育委員会が適当と認める者）
- 2 本会には校長の委嘱による会長及び副会長2名(令和6年度は1名を予定)を置き、委員の承認によりこれを定める。

- (1) 会長は、会務を整理し、会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときには、その職務を代理する。

3 本会の事務局は、以下のメンバーで構成する。

- (1) 小学校の管理職及び地域連携担当職員等

【委員の任期】

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期を待たず役職を退かれた場合は、年度途中であっても後任者と交代する。その場合、速やかに事務局に申し出る。任期は、前任者の残任期間とする。

3 指定校の指定が満了したときまたはその指定が取り消されたときは、その身分を失う。

【役割及び権限】

第5条 本会は、次の各号に掲げる事項及び企画運営委員会（調整会：第6条）からの提案について全体会において協議を行う。

- (1) 校長の作成する学校の運営及び教育活動の方針について説明を受け、承認または見直しの意見を述べる。
（教育課程の編成に関する事項、学校経営計画に関する事項、学校運営組織に関する事項、保護者や地域住民の協力や参画に関する事項、その他校園長が必要と認める事項等）
- (2) 学校の現状・課題について、地域の代表として意見を述べたり、助言したりする。
- (3) 保護者・地域住民等の学校運営及び学校教育活動への参画・支援等のあり方について協議する。
- (4) 次年度の学校運営の参考とするために、学校運営等への評価（学校関係者評価）を行う。
- (5) 学校の運営や教職員の任用等について、美作市教育委員会に意見を述べるができる。

【企画運営委員会（調整会）の組織及び役割】

第6条 本会には、その他に企画運営委員会（会長・副会長・事務局等による調整会：以下調整会）を置くこととする。

- (1) 企画運営委員会（調整会）は、会長、副会長、校長、及び教頭等で組織する。
- (2) 企画運営委員会（調整会）は、学校運営協議会についての基本的な事項について協議・立案し、全体委員会に提案する。
- (3) 全体会で決議した事項について調整し、他団体との連携を図る。
- (4) 事務局は、学校だより等で本会の取組を保護者・地域等に発信するよう務める。

【助言および報告】

第7条 本会の運営及び活動については、教育委員会事務局と連携を密にし、報告を行い、助言を受けるものとする。

【身分と遵守事項】

第8条 委員は、特別職の地方公務員の身分を有し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 在職中及びその職を退いた後も、職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為を行わないこと。
- (3) その地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用しないこと。
- (4) 協議会及び学校の運営に支障をきたす行為を行わないこと。

【解嘱及び交代】

第9条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会の判断に基づき、これを解嘱又は解任、交代することができる。

- (1) 前条の規定に違反した場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 各関係団体の役員改選により、その職を退いた場合 ※当該団体の後任者と交代

【公表等】

第10条 本会は、その活動状況及び取組の成果等を各関係団体の会合や学校ホームページ等を通じて保護者・地域住民へ公表するよう努めるものとする。

【会の開催等】

第11条 本会の開催については、校長と会長が協議し、年間3回（学期1回）程度開催することし、会の招集は会長が行う。また、必要に応じて、臨時の会を開催することができる。

- (1) 会議の議長は、会長をもって充てる。
- (2) 会は、委員の半数の出席をもって成立する。
- (3) 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- (4) 議決すべき事項に利害関係を有する委員は、当該事項について議決権を有しない。
- (5) 校長は、必要と認めるときは、委員以外の教職員を会に出席させることができる。

【要綱の改正】

第12条 本要綱の改正については、本会で協議し、委員の過半数の承認を得なければならない。

【その他】

第13条 本要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は本会が、その他本会に関し必要な事項は会長と校長が協議し、別に定める。

附則 この規約は、令和6年6月10日から施行する。